

<課題研究論文>

「総合的な学習の時間」の趣旨の実現と目指す学力

玉川大学教育学部
森 山 賢一

1.はじめに

「総合的な学習の時間」は平成10年(1998年)の学習指導要領の改訂において創設された時間であるが、この時間は各学校や地域さらには、子どもの実態や特性に応じて横断的・総合的な学習など創意工夫を生かした教育活動として位置づけられた。特にこの時間は、これからの教育の在り方として「ゆとりの中で『生きる力』をはぐくむ」との方向性が示された平成8年(1996年)7月の中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(第一次答申)で提言されたものであり、まさに平成10年(1998年)の学習指導要領改訂の最大の目玉であった。

しかし平成15年(2003年)10月の中央教育審議会「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」(答申)を受けた学習指導要領一部改正では、平成14年(2002年)の学習指導要領全面実施以降、「総合的な学習の時間」の成果が一部は見られてきたものの、この時間の実際においての困難さも多く指摘された。

ここでの中心的課題は、各学校において目標や内容が明確に設定されていないこと、子どもたちに本当の学力として身についているのかの検証、評価が十分に行われていないこと、教科との関連に十分な配慮がなされていないこと、などであった。

このことを受けて、平成15年(2003年)12月、学習指導要領が一部改正され、各教科や道徳、特別活動で身についた知識や技能等を関連付け、学習や生活に生かし総合的に働くようにすること、各学校において「総合的な学習の時間」の目標及び内容を定めるとともに、この時間の全体計画を作成する必要があること、教師が適切な指導を行うとともに学校内外からの教育資源の積極的な活用などを工夫する必要があることの項目が学習指導要領に明確に位置づけられた経緯がある。

以上のような一連の経緯のなかで、今回の小学校学習指導要領改訂は、平成20年(2008年)1月の中央教育審議会の答申に基づいて、平成20年(2008年)3月28日に学校教育法施行規則の一部改正とともに行われた。新学習指導要領は、平成21(2009)年度より移行措置として一部先行実施され、平成23(2011)年度より前面実施となる。本報においては、平成10年(1998年)より実施されている「総合的な学習の時間」がこのたびの改訂によってどのように変化したのか、その要点は何なのかを明確に整理把握しつつ、これまでの実践上の課題を踏まえて新しい実践をどのように展開していくのかを中心にして論じることとした。その上で新しい「総合的な学習の時間」が目指す方向性について若干の補足を行ってみたい。

2.これまでの実践における「総合的な学習の時間」の課題の把握

平成20年(2008年)1月の中央教育審議会の答申においては、「総合的な学習の時間」の課題についていくつかの指摘がなされた。一つはこれまでの「総合的な学習の時間」の実施状況から見ると、大きな成果をあげている学校がみられるものの、当初の趣旨、理念が必ずしも十分に達成されていない状況が見られるという点である。さらに、小学校と中学校とで同様の学習活動を行うなど、学校種間の取組の重複もみられることも具体的にあげられた。

二つは「総合的な学習の時間」が補充学習のような専ら特定の教科の知識・技能の習得を図る教育

が行われた点である。

平成20年(2008年)中教審答申は、以上の二点の課題を把握した上で、各々の課題からの検討事項を次のように示した。

- ・「総合的な学習の時間」のねらいを明確化するとともに、子どもたちに育てたい力(身につけさせたい力)や学習活動の示し方についての検討
- ・関連する教科内容との関係の整理、中学校の選択教科との関係の整理、特別活動との関係の整理

以上のことを受け、答申においては「総合的な学習の時間」の改善の基本方針について4点にまとめられた。以下がその概要である。

- ・「総合的な学習の時間」は変化の激しい社会に対応して自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることをねらいとすることから「知識基盤社会」の時代においてますます重要な役割を果たす。そこで「総合的な学習の時間」は体験的な学習に配慮しつつ、教科の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な活動となるよう充実を図り、各教科における基礎的・基本的な知識・技能の習得にも資するなど教科と一体となって子どもたちの力を伸ばすものである。
- ・教育課程における位置づけを明確化し、「総合的な学習の時間」の趣旨について総則から取り出し新たに章立てをする。
- ・総合的な学習の時間と各教科、選択教科、特別活動のそれぞれの役割を明確にし、これらの円滑な連携を図る視点から、「総合的な学習の時間」におけるねらいや育てたい力を明確にする。
- ・学校段階間の取組の重複の状況改善のため、子どもたちの発達の段階を考慮し、各学校における実践を踏まえ、各学校段階の学習活動の例示を見直す。

またこれまでの改善の基本方針を受けて、改善にあたっての具体的な事項が現状と課題を踏まえて次のように示された。

- ① 総合的な学習の時間のねらいについては、小・中・高等学校共通なものとし、子どもたちにとっての学ぶ意義や目的意識を明確にするため、日常生活における課題を発見し解決しようとするなど、実社会や実生活とのかかわりを重視する。また、総合的な学習の時間においては、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な活動を行うことをより明確にする。

したがって、ここでは「総合的な学習の時間」の目標を明確に示すことが重要である。

- ② 学校間・学校段階間の取組の実態に差がある状況を改善するため、総合的な学習の時間において育てたい力の視点を例示する。その際、例示する視点は、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどとする。

各学校において、総合的な学習の時間における育てたい力や取り組む学習活動や内容を、子どもたちの実態に応じて明確に定め、どのような力が身に付いたかを適切に評価する。

ここでは、「総合的な学習の時間」で育てたい力の基本的な構造が示されなければならないといえよう。このことによって各学校では、どのような力を育てたいのかを具体的に設定することが必要である。その上で「総合的な学習の時間」でどのような力が育まれたのかといった観点から適切な評価を行うことが重要である。

- ③ 学習活動の例示については、小学校では地域の人々の暮らし、伝統や文化に関する学習活動、

中学校では職業や自己の将来に関する学習活動などを例示として加える。

小学校において、国際理解に関する学習を行う際には、問題の解決や探究的な活動を通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるように配慮する。

小学校において、情報に関する学習を行う際には、問題の解決や探究的な活動を通して、情報を受信し、収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるよう配慮する。

これまでの例示では、「例えば国際理解、情報、環境、福祉、健康など横断的・総合的な課題、児童の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題」の3つの例示であったが、これらに小学校においては、地域の人々の暮らし、伝統や文化に関する学習活動、中学校では自己の将来に関する学習活動が示された。さらに配慮することは、英語活動、英会話に特化した学習や、情報機器の扱い方を目的とした単なる技能習得を主とした学習は「総合的な学習の時間」には行わないことが明確になった。

④ 中学校において、職業や自己の将来に関する学習を行う際には、問題の解決や探究的な活動を通して、自己の生き方を考えるなどの学習活動が行われるよう配慮する。

互いに教え合い学び合う活動や地域の人との意見交換など、他者と協同して課題を解決しようとする学習活動を重視するとともに、言語により分析し、まとめ・表現する問題の解決や探究的な活動を重視する。その際、中学校修了段階において、学習の成果を論文としてまとめることなどにも配慮する。

ここではいわゆるキャリア教育の一貫として、「総合的な学習の時間」が位置づけられていることと、他者と協同して学ぶことが強調されている。さらには、言語活動の充実との関連も踏まえて、中学校においては学習の成果についてまとめる論文やレポートの作成なども必要であるといえる。

⑤ 各学校における総合的な学習の時間の学習活動が一層適切に行われるよう、効果的な事例の情報提供やコーディネートの役割を果たす人材の育成、地域の教育力の活用などの支援策の充実を図り、十分な条件整備を行う必要がある。

ここでは各学校での「総合的な学習の時間」の充実した展開において、情報の提供や人材育成、地域の教育力の積極的な活用を行う条件整備の必要性が示されているが、このことは各学校のみならず、国や各教育委員会の努力が肝要であることはいうまでもない。

⑥ 教育委員会の指導、助言の下、各学校においては、総合的な学習の時間の趣旨やねらいを踏まえた適切な学習活動が行われるよう、学校全体として組織的に取り組み、指導計画や指導体制、実施状況について、点検・評価することを推進する。

ここでは各学校においての「総合的な学習の時間」が適切に実施されているか、各教育委員会の指導の下で点検・評価の必要性が示されている。具体的には学校経営評価の一環に組み込んで学校長のリーダーシップのもと、全教職員が組織的に積極的に取り組む体制が求められるのである。

3.目標及び内容の明確化

(1)国が示す目標とその趣旨

これまで、「総合的な学習の時間」の趣旨やねらいについては「第1章総則」に定められていたものである。

今回の学習指導要領改訂においては、その目標や内容、取り扱いについてより詳細に示すことが求められ、「総合的な学習の時間」の教育課程上の位置づけが明確化された。すなわち、「総合的な学習の時間」は学校教育法施行規則第50条において次のように定められている。

「第50条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。」

その上で各学校におけるこの時間の充実を図るため、総則から取り出して、独立した章すなわち新設の第5章として位置づけられたのである。

ここに示されている目標、内容、内容の取り扱いについて吟味したい。

これまでの「総合的な学習の時間」は、国が学習指導要領総則の中で趣旨やねらいを示す形をとり、目標は各学校において定めることとされていた。

新学習指導要領では、これまでの通り、各学校において創意工夫を生かした特色ある教育活動を行うという原則は堅持し、この時間を通して実現が求められる目標を国が明示することとなった。「総合的な学習の時間」は変化の激しい社会に対応し、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることをねらいとすることから「知識基盤社会」の時代においてますます重要な役割を果たすものと考えられる。

のことから、「総合的な学習の時間」の特質や目指すところを目標として示し、この時間において育成する児童の資質や能力及び態度が明確にされた。

この目標は前回の総則に提示された趣旨やねらいの「(1)自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること」、及び「(2)学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようすること」を踏まえている。この上で、これまで大切にしてきた「探究的な学習」や「協同的」に取り組む態度を育てることなどを明らかにして構成された。

したがって、新設された目標は「探究的な活動」と「協同的」が新たに加わった文言であり、従来の総則のねらいを基盤としていることがわかる。

なお、この目標は、小学校、中学校、高校に共通の国が示す目標であり、各学校は創意工夫ある取組を行いつつも「総合的な学習の時間」を通して実現できることが求められる目標である。

その上で、これまで述べてきた国が示す目標を踏まえ、各学校が目標や内容を定めることを明確にした。これは、「総合的な学習の時間」の趣旨がこれまでと変わらないことを示しているものである。したがって各学校においては「総合的な学習の時間」の教育課程上の位置づけを明確にし、円滑な運営のためにしっかりと全体計画を策定することが必要なのである。

(2)目標の新設と構成要素

「総合的な学習の時間」の目標については、さきの項目において述べたように、これまで総則の中で説明がなされていたものが、学習指導要領において独立した第5章として取扱われ、その教育課程上の位置づけや特質が明確にされた。具体的には以下のようないくつかの目標が示されている。

「第1 目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら

考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようとする。」

上で示したように、目標は5つの要素から構成されている。これを整理すると以下の通りとなろう。

- ① 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと。
- ② 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること。
- ③ 学び方やものの考え方を身につけること。
- ④ 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること。
- ⑤ 自己の生き方をかんがえることができるようになること。

①については、「総合的な学習の時間」に特有な学習の在り方が示されている。その学習の在り方を進めることによって②、③、④で示された資質や能力及び態度を育成していくことが求められている。さらにこれら(②～④)で示された資質や能力を育成しつつ、⑤に示された自己の生き方を考えることができるようにすることを目指しているのである。

各学校においては、この目標の構成要素である①～⑤の項目について十分理解し、学校としての具体的な目標及び内容を構築していくことが必要である。

(3)各学校において定める目標及び内容

今回の学習指導要領改訂においては、第5章第2として「総合的な学習の時間」の「各学校において、定める目標及び内容」という項が新たに立てられた。以下の通りである。

「第2 各学校において定める目標及び内容

1 目標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

2 内容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。」

ここでは目標、内容ともに「各学校においては、第1の目標を踏まえ」定めると示されているだけである。このような記述になった理由としては、今回の改訂において記述位置が総則から独立し第5章に移動したため、書式を各教科にそろえるという行政上の要請があったといえよう。

それでは各学校の目標は、どのようにして定めていくのであろうか。具体的には、各学校においては、「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること、学び方やものの考え方を身につけること、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること、自己の生き方を考えることができるようになること」といった第1の目標の5つの要素を適切に含むように配慮しながら、各学校の目標を定める必要がある。各学校において定める目標は、上に上げた5つの要素をその趣旨に照らして含むように進められる。

ここでは目標の5つの要素をすべて含ませながら、これまで各学校が取り組んできた経緯も十分に生かして、各目標の要素のいずれかをより具体化したり重点化したり、あるいは別の要素を付加したりして各学校独自の目標を設定することが考えられる。

4.全体計画と指導計画の作成

「総合的な学習の時間」の目標を実現させるためには、全教育活動を通した中で、「総合的な学習の時間」の位置づけが明確にならなければならない。

小学校学習指導要領第5章 総合的な学習の時間 第5章第3指導計画の作成と内容の取り扱いの1.(1)に、「全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。」とされ、指導計画作成の必要性が示されている。

ここでの学校における指導計画は、全体計画と年間指導計画の二つの計画を作成することが必要である。全体計画については、指導計画のうち、学校として、この時間の教育活動の基本的な在り方を概括的・構造的に示すものであり、年間指導計画は、全体計画を踏まえてその実現のために、どのような学習活動を、どのような時期に、どのくらいの時数で実施するのかなどを示す計画である。その作成にあたっては目標、内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法、学習の評価、指導体制の7つの指導計画を構成する要素が示されなければならない。

当然のことであるが、他の全体計画と同様に、教育目標や重点指導、児童、地域や学校、保護者等の実態に配慮して計画を作成することが必要である。

5.「総合的な学習の時間」の評価の考え方

(1)評価の基本的な考え方

「総合的な学習の時間」についての評価は学習指導要領においては示されていない。ただし、教育課程審議会平成10年の答申において次のような指摘がなされている。

「この時間の趣旨、ねらい等の特質が生かされるよう、教科のように試験の成績によって数値的に評価することはせず、活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などに見られる学習の状況や成果などについて、児童生徒のよい点、学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて適切に評価することとし、例えば指導要録の記載においては、評定は行わず、所見等を記述することが適当である」

さらに、平成12年12月の教育課程審議会答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」においても、学習の状況や成果などについて、児童生徒のよい点、学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて評価することが適当であり、数値的な評価をすることは適当ではないこと、評価にあたっては各教科の学習と同様、観点別学習状況の評価を基本とすることが必要であることが示されている。ここでは、評価を文章記述する欄を新設するとともに、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄にも必要に応じ所見を記述することも示された。

上記に示した平成12年の答申を踏まえて、平成13年4月に出された「小学校児童指導要録等の改善等についての文部科学省初等中等教育局長通知」(平成13年4月27日付け、13文科初等193号)では、「総合的な学習の時間の記録」欄に、「総合的な学習の時間」で行った学習活動及び指導の目標や内容に基づいて定めた評価の観点を記載した上で、それらの観点のうち、児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入するなど、児童にどのような力が身についたかを文章で記入することとしている。また、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に、各教科等や「総合的な学習の時間」の所見を記入することとした。

また、平成15年の学習指導要領一部改正によって、各学校において「総合的な学習の時間」の全体計画を作成することとされており、この全体計画の中に学習の評価の計画を示すこととなった。

今回の中央教育審議会答申においては、このことに加え、「総合的な学習の時間」の改善の具体的事項として、「各学校において、総合的な学習の時間における育てたい力や取り組む学習活動や内容を子

どもたちの実態に応じて明確に定め、どのような力が身に付いたかを適切に評価する」との指摘がなされている。

以上のことから、「総合的な学習の時間」においては、各学校が定めた目標及び内容を踏まえ、児童にどのような力が身についたのかを明確にするためにも適切な評価が必要となる。その上で児童の学習状況に関する評価をはじめ、教師の学習指導に関する評価、各学校における指導計画に関する評価が示されなければならない。

(2)児童の学習状況の評価

児童の学習状況の評価については、各学校において目標および内容を定めることから、その目標や内容にしたがって評価の観点を適切に定めることが重要となる。このことを踏まえて、児童にどのような力が身についたのかを適切に把握するために、児童の学習の姿をもとにした評価規準を設定することが必要なのである。

この場合の評価方法については、ペーパーテストなどの評価方法によって数値的に評価することは適當ではない。つまり、「総合的な学習の時間」における児童の具体的な学習状況の評価を行うためには、信頼される評価方法であること、多様な評価の方法であること、さらには学習状況の過程を評価する方法であることが重要となってくる。

具体的には、担当教師の適切な判断に基づいた評価が必要であり、教師間で偏った評価への判断規準であったり、明確な基準が存在せず、場あたり的な評価が示されたりすることができないように担当教師間においてもしっかりと確認が不可欠である。また多様な評価の方法としては、児童の発表の様子、学習活動の状況の観察による評価や、インタビューを行うことによる評価、さらには児童の作成したレポート、ワークシート、ノート、作文、絵、ポスターなどの作品を中心とした評価、ポートフォリオ評価、パフォーマンス評価等のようなものが考えられる。

以上のような異なる評価方法の組み合わせによる多様な評価の実施とあわせて、異なる評価者、たとえば自己評価、相互評価、他者評価などによる評価の組み合わせが重要である。

(3)教師の学習指導の評価と指導計画に関する評価

「総合的な学習の時間」での教師の学習指導の評価とは、教師がこの時間に行う学習指導によって、児童に育てたい資質、能力、態度がどの程度身についているのかということを児童の姿そのものを通して評価することである。

具体的には児童の興味、関心を引き出した学習指導がなされているのか、教材の活用開発が充実した学習指導がなされたか、などがあげられる。

このことを定着させるための根底としては、教師による児童理解とそのことに基づいた日常の児童とのかかわりが不可欠である。

各学校における指導計画に関する評価については、学習指導要領に示されている「総合的な学習の時間」の目標が十分達成されているのか、学校教育目標、全体計画、年間指導計画などの目標や計画が相互に有機的に関連し、総合的な学習の時間の指導に十分反映されているか、各学校において教師間はもちろんのこと、地域の人々、保護者を含めて人的条件としての課題はないか、施設設備環境等の物的条件としての課題はないか等について十分な評価を行うことが大切である。

6.おわりに

平成10(1998)年の学習指導要領において最大の目玉であった「総合的な学習の時間」の創設はその後、大きくトーンダウンしたと言ってよい。この間、全体としては充分な成果をあげることはできなかつたように思われる。極端な「学力低下」問題の鋒先が「総合的な学習の時間」にもあてられ、大

きな課題と混乱の中でのスタートからの10年だったのではないだろうか。

高久清吉は平成12(2000)年に「総合的な学習の時間」の指導方法上の大きな問題点について「教科書のない方法」の消化不良と「プロセス重視」への偏りの2点について、重要な見解をいち早く述べていた。それは教科書のない方法の特色として、特別の性格をもったカリキュラムを教師自身の手で作成しなければならないこと、子どもの自主的・自発的活動が最高度に要求されることの鋭い指摘であった。今後は原点に回帰し、上記の指摘について各学校レベルでの検証が緊要であろう。

新学習指導要領における新生「総合的な学習の時間」は、これまでの経緯、過程を踏まえて、より充実した時間に進んでいかなければならない。今一度当初から変わることのない「総合的な学習の時間」の概念を再構築しつつ、変化の激しい新しい時代に向けた「生きる力」の育成にかかわっての「総合的な学習の時間」の重要性を理解することによって、各学校において子どもの学びにしっかりと結びつく時間に進んでいかなければならない。

参考文献

- ・高久清吉(2000)『哲学のある教育実践—「総合的な学習は大丈夫か」』 教育出版
- ・文部科学省(2008)『小学校学習指導要領』
- ・文部科学省(2008)『小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』
- ・中央教育審議会(2008)『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について』(答申)
- ・中央教育審議会(2000)『児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について』(答申)
- ・森山賢一(2009)『学習指導要領改訂と学校における教育計画策定上の課題』 教育実践学会研修会講演資料
- ・森山賢一(2009)『新学習指導要領における学力観と「確かな学力」の育成』《新学習指導要領への対応—学校教育における実践的課題》 教育実践学研究第13号